

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)
地域名 (地域内農業集落名)	安曇川町上安曇地域 (三尾里、北出、伏原、沖田、仁和寺、三田、馬場、下ノ城、三重生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

1筆当たりの面積が小さく、作業効率が悪い、また青井川流域では排水の悪い田が多く、担い手への集積、集約が進まない。この事から麦、大豆、高収益作物の栽培が困難で新たな担い手育成が進まず、将来的に担い手不足が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備に伴い、大区画化、暗渠排水の導入を図り、集落営農法人を設立し、既存の担い手と共に水稻、麦、大豆、タマネギ、ブロッコリー等の高収益作物をブロックローテーションで作付けし、担い手への集積、集約を進め、経営を安定させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	169.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に基づいて、担い手に農地を預け、集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいて、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化、暗渠排水の導入による乾田化を20年以内に実施、完了する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内の中心経営体、集落営農法人の育成、地域外からの多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②近隣の牧場と耕畜連携の取り組みを積極的に実施、化学肥料の削減に努める
- ③1ha区画を基準とした大区画のほ場を整備し、大型機械や先端技術を活用した農業に取り組む
- ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む、農道や水路等を共同活動により保全する